

佐太東町 2 丁目市有地の利用に関する募集要項

1. 佐太東町 2 丁目市有地の利用者の募集

佐太東町 2 丁目市有地（以下「用地」という。）を、市民の利用に供することにより、スポーツ及び余暇活動の活性化を図り、もって市民の健康の増進と体力の向上に資するため、用地の利用者を無償で募集します。

2. 募集概要

(1) 対象活動

スポーツ及び余暇活動

(2) 名称及び対象地

名 称 佐太東町 2 丁目市有地

対象地 守口市佐太東町 2 丁目 43 番 3 （地積 1,800 m²）

(3) 利用期間及び時間

期 間 令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 7 年 7 月 31 日（木）

時 間 午前 9 時～午後 6 時

※期間終了後も、市での活用が未定の場合に限り、一定期間更新するものとする。

(4) 利用対象

市内においてスポーツ及び余暇活動を行っている団体・グループ

(5) 要項等の配付

①配付するもの

佐太東町 2 丁目市有地の利用に関する募集要項

佐太東町 2 丁目市有地利用調整委員会規約

佐太東町 2 丁目市有地一時利用団体登録申請書

②配付期間

令和 7 年 3 月 3 日（月）～ 令和 7 年 3 月 21 日（金） ※土・日、祝日を除く

午前 9 時～午後 5 時 30 分

③配付場所

守口市役所 5 階北側 道路公園課

守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

(6) 申請書受付

① 受付期間

令和7年3月3日(月)～令和7年3月17日(月) ※土・日、祝日を除く
午前9時～午後5時30分

② 提出書類

佐太東町2丁目市有地一時利用団体登録申請書

③ 受付場所

守口市役所 5階北側 道路公園課

守口市京阪本通2丁目5番5号

(7) 申請後について

団体登録後、全登録団体で構成する用地利用調整委員会(令和7年3月25日(火)予定)で、利用日時の調整を行います。また、利用開始前に用地利用調整委員会の代表を決定していただきます。

3. 利用条件等

(1) 許可条件

- ① 周辺住民・歩行者等への危険が伴う活動(野球・ゴルフ等のボールが用地から飛び出す可能性が高いもの)を行わないこと。
- ② 周辺地域に騒音被害を及ぼす活動(音楽活動等)を行わないこと。
- ③ 火気は取扱わないこと。
- ④ 営利を目的とした活動を行わないこと。
- ⑤ 公序良俗に反する行為を行わないこと。
- ⑥ すべての利用条件等を了解し、厳守すること。

(2) 用地利用調整委員会

- ① すべての利用希望団体は、調整委員会に参加すること。
 - ② 調整委員会では、用地の利用調整等を行う。
- ※調整委員会について、各申請者間で行い、決定事項等を市に報告するものとする。

(3) 利用者の義務

- ① 利用責任者を配置すること。(利用責任者は成人でなければならない。)
- ② 鍵の管理を行うこと。
- ③ 定期的に清掃・草刈等を実施し、用地の適正管理を行うこと。
- ④ 利用後は直ちに清掃を実施し、原形に復すること。
- ⑤ 敷地内において火気の手締りを完全に実施すること。

- ⑥利用期間中、地域住民に対しては、最善の配慮を行うこと。
- ⑦許可内容以外での利用を行わないこと。
- ⑧利用敷地内の砂塵及び用具等の整理整頓について、責任をもって対処すること。
- ⑨敷地内に車両を乗り入れないこと。

(4)利用責任者の義務

利用責任者は、次に掲げる事務を行うこととする。

- ①用地及び備品の管理に関すること。
- ②利用報告書の作成に関すること。
- ③事故が生じた場合の応急処置及び家族等への連絡に関すること。

(5)許可の取り消し

利用団体が次の各号のいずれかに該当するとき、市は利用の許可を取り消すことができる。

- ①利用条件に違反したとき。
- ②利用目的及び許可内容と異なる利用をしたとき。
- ③市による利用の必要があるとき。
- ④その他市長が必要と認めたとき。

(6)事故の責任

利用中発生した事故については、利用者の責任とする。

(7)賠償責任

利用団体は、施設等を故意又は過失により損害を与えたときは、原状に回復し、又は相当額を弁償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めたときは、その限りではない。

(8)利用中止に伴う代替地等について

利用期間の終了もしくは(5)の許可の取り消し等により、用地の利用ができなくなった場合についても、使用者は代替地等の補償を求めることができない。